

事 務 連 絡
平 成 年 月 日
(審 査 管 理 課 扱 い)

保険医療（調剤）機関様

鹿児島県国民健康保険団体連合会

オンライン請求時における留意事項について

標記について、下記の事項にご留意ください。

記

1. 請求時に提出するもの
 - ・総括票は不要です。
2. 特別療養費について
 - ・特別療養費は、被保険者資格証明書を提出して受けた療養費（患者負担10割）であり、その届書を翌月10日迄に国保連合会に提出します。すなわち保険診療とは異なり、オンライン請求分には含めません。
 - ・資格証明書による受診を取り扱ったことによる届書になる為、診療報酬明細書等の上部余白に「特別療養費」と朱書し、総括票、請求書は必要ありません。
3. 返戻された紙レセプトを再請求する場合について
 - ・厚労省通知（保総発第0905001号）により、オンライン請求を行っている保険医療（調剤）機関等を対象に電子による返戻再請求が可能となる保険医療（調剤）機関は、返戻照会に係る再請求分がある場合は、保険医療機関等の選択により、電子情報処理組織を使用する（医科は、「オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）」、調剤は、「オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）」による。）または、審査支払機関が返戻した現行の紙レセプトに準じて出力した紙レセプト（以下「出力紙レセプト」という。）に請求省令に定める診療（調剤）報酬請求書を添えて提出することとなります。

※ 各保険医療（調剤）機関においては、返戻再請求システムが整うまでは、従来どおり紙レセプトで返戻再請求（請求書添付）してください。